

# 次の契約はしないと言われた

## 【質問】

1年契約の契約社員として6年勤めています。会社から突然「次の契約は更新しない」と言われました。私は次も更新されると思っていたので困っています。

## 【答え】

1年契約、6か月契約などの有期雇用契約の場合は、契約期間が満了したら雇用が終了します。しかし、実際には契約更新を何度も繰り返しているケースが多くみられます。何度も繰り返し契約更新していた労働者が、突然「次の契約をしない」と言われることを「雇止め」と言い、雇止め時のトラブルが増えています。

そこで、以下の場合には、使用者による雇止めが認められないということが労働契約法第19条で明記されました。

① 何度も繰り返されていた有期契約が、期間の定めのない契約と変わりないと認められるもの。

- ・更新時に本人の意思確認もなく、手続きも形式的、または手続きしないような状態にあった。
- ・更新がたびたび繰り返され、特に問題なければ更新される状況にあったような場合。

② 労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていた。採用時に「長く勤めてほしい」といったような長期雇用を期待させる言動があったような場合。

上記①、②のいずれかに該当する場合、解雇と同様に「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は雇止めが認められません。

このルールが適用されるためには、労働者が更新の申込みをすることが必要です。申込みは使用者から雇止めをされたときに「嫌だ、困る」というなど労働者の意思表示が伝わるものでもよいとされています。

さらに、3回以上契約更新または1年を超えて継続雇用されている労働者については、30日前までに雇止めの予告が必要です（あらかじめ『労働契約を更新しない』と明示されているものを除きます）。雇止めの予告後に労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、使用者は遅滞なく交付しなければなりません（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）。

このように契約社員やパート社員などの有期雇用契約であっても簡単に辞めさせることはできません。「次の更新はしない」などと言われたときは雇止めの理由を使用者に確認し、働き続けたい意思があれば使用者に気持ちを伝え、専門機関に早めに相談しましょう。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 労働条件通知書で次回の更新について内容を確認しましょう。
- ❖ 雇止めの理由を書面で確認しましょう。
- ❖ 「働き続けたい」のであれば、その気持ちを使用者に伝えておきましょう。